

新型コロナウイルス感染症支援策

生活支援(個人向け)

特別定額給付金

1人あたり10万円給付

令和2年4月27日時点で、住民基本台帳に記載されている人1人につき、10万円を世帯主に給付(郵送申請の受付開始日から3か月以内)

問合せ

松特別定額給付金室
(☎内線2504)

緊急小口資金等の貸付(特例)

一時的に生計の維持が困難になった場合

貸付対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業などにより生活資金でお悩みの人들에게緊急小口資金などの特例貸付

問合せ

安中市社会福祉協議会
(☎382-8397)

微収猶予特例制度

納期限の猶予制度

感染症の影響による収入減・事業所得減などの事情で納期限までに納付することが困難な場合の納税猶予制度

問合せ

国収納課収納整理係
(☎内線1082)

子育て世帯への臨時特別給付金

児童1人あたり2万円給付

給付額：児童1人あたり2万円
(国から1万円+市から1万円)

児童手当(本則給付)受給者
・令和2年4月分(3月分を含む)を受給する世帯

問合せ

困子ども課子ども育成係
(☎内線1164)

ひとり親等世帯給付金

受給者1人あたり2万円給付

給付額：受給者1人あたり2万円

児童扶養手当受給者
・令和2年3月分か4月分を受給する世帯